

平成 27 年 2 月 12 日

各 位

株式会社メディビックグループ  
代表取締役社長 喜多見 浩次  
(コード番号：2369 東証マザーズ)  
問合せ先：取締役 CFO 疋田 賢司  
電話 03-5439-9691 (代表)

### 第三者割当による新株式及び第 6 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 12 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式(以下「本新株式」という。)の発行及び第 6 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行

##### 1. 募集の概要

###### (1) 本新株式発行の概要

(1)	払込期日	平成 27 年 3 月 2 日
(2)	発行株式数	348,200 株
(3)	発行価額	244 円
(4)	調達資金の額	84,960,800 円
(5)	募集又は割当の方法	第三者割当方式 株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス 204,900 株 ロート製薬株式会社 81,900 株 株式会社フォーシスアンドカンパニー 61,400 株
(6)	その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。

###### (2) 本新株予約権の概要

(1)	割当日	平成 27 年 3 月 2 日
(2)	新株予約権数	85,000 個 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
(3)	発行価額	本新株予約権 1 個当たり 310 円 (1 株につき 3.1 円)
(4)	当該発行による潜在株式数	8,500,000 株
(5)	資金の調達額	2,100,350,000 円 うち新株予約権の払込による調達額 26,350,000 円 うち新株予約権の権利行使による調達額 2,074,000,000 円
(6)	行使価額	1 株につき 244 円
(7)	募集または割当方法	第三者割当の方法 株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス 50,000 個 ロート製薬株式会社 20,000 個 株式会社フォーシスアンドカンパニー 15,000 個
(8)	その他	①上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。 ②本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役

		<p>会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金310円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものといたします。他の取得事由については別紙（第6回新株予約権発行要項（第三者割当））をご参照ください。</p> <p>③本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。</p> <p>④当社は、株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス、ロート製薬株式会社及び株式会社フォーシスアンドカンパニーとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約を締結する予定であります。</p>
--	--	---

注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社は、個別化（テーラーメイド）医療・創薬の実現に向けて抗がん剤領域等で研究開発事業を行ってまいりましたが、10期連続で営業赤字を計上し、無配の状態が続いております。創薬事業では、多額の投資額がかかりますが、開発期間に発生する副作用等のリスクや薬剤申請・承認の時間管理など自社内でのコントロールが困難な要因が多いのが現状です。当社が手掛けるプロジェクトでも、開発初期段階では効能・効果やマーケット規模およびマーケットインパクトなどに期待がよせられ、多額のリスクマネーを投入してきましたが、副作用や治験時の想定外の事象で開発が難航しているのが実情で、開発初期の計画値（収益性や開発スケジュール）とは乖離した経営状況となっております。現在では、平成16年からスタートした膵臓がん領域のプロジェクトのみの開発が進捗しており、現在第三相試験（有効性・安全性の検証）を実施中ですが、患者数が少なく、また申請においては行政での審議時間のコントロールができずに製品化・黒字化の時期の不透明が長期化しております。

このような業績低迷に対し、平成25年より事業推進体制を一新し、事業の再生に向けて既存事業と新規事業の構成を再編のうえ、「遺伝子事業」「データ解析事業」「再生医療事業」の3事業にまとめました。これ以降、遺伝子検査キットの販売や、メディカルビッグデータ解析の提供に向けてのシステム会社との連携、平成25年9月に株式会社アニマルステムセル（以下、「アニマルステムセル社」といいます。）を完全子会社化して再生医療事業に参入するなどして、各事業を進めてまいりました。今回資金調達を行い、「遺伝子事業」と「再生医療事業」をさらに成長軌道に乗せるべく、事業拡充を目指します。

現在の当社グループを取り巻く環境としましては、政府が推進する医療分野の成長戦略の取り組みのもと、iPS細胞などによる「再生医療」の早期実現、ゲノムコホート研究（長期にわたって、特定地域や集団に属する人々を対象として、その遺伝形態と健康状態・生活習慣・環境状態との関連を調査する学術研究）、バイオバンク基盤整備などの取り組みが活発化しました。

再生医療事業を手掛けるアニマルステムセル社では、既に間葉系幹細胞（脂肪細胞、筋細胞、軟骨細胞などへの分化能を有する細胞で、骨や血管、心筋などの再生医療への応用が期待されている幹細胞）を用いた犬の脊髄損傷および重症肝疾患での治験を全国の動物病院にていち早く実施しており、その治療有効性に関するデータを蓄積している段階です。幹細胞の研究開発においては、国内外の大学や研究機関はもとより、次世代産業への期待から、既存・新規の研究開発機関および創薬企業が参入を表明しており、アニマルステムセル社としても、早期の細胞医療製品化に取り組むことが、競争優位および収益確保につながると判断しました。

当社は、既存事業として、神戸市の先端医療振興財団（以下、「TRI：トランスレーショナル・リサーチ・インフォマティクスセンター」といいます。）との共同運営により、TRIが保有する施設を借りて、公的事業でのバンキング事業を展開しておりますが、これまで民間企業や商業ベースでの検体管理はお断りしなければならない状況でした。また、当社ではDNAの抽出技術や、脂肪組織から幹細胞を分離・培養する技術も有しておりますが、当該施設での商業ベースの事業は制限されることから、生殖細胞の商業保存などができず、バンキング事業としての統合化および技術の集約化には至っておりません。今後は独自の施設で、高度に管理され、かつサービスメニューをそろえることで、受け入れる検体の種類を多様化し、保管価格も高く設定できる事業に乗り出すことが競争優位を確立するとの判断に至りました。

そこで、本第三者割当増資による資金調達の実現により、「①バイオバンク施設の設立」、および「②細胞医療製品の製造および品質試験」を実施し、企業価値の向上を図ってまいります。各事業は、既に進めている遺伝子診断事業や幹細胞事業など既存事業の延長上にあるため、既存事業の付加価値向上と位置付けられます。

具体的な内容および事業リスクに関しましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照下さい。

## （2）本新株予約権の特徴

本新株予約権につきまして、以下の特徴があります。

- ①本新株式の発行により発行される株式数は348,200株であり、本新株予約権の目的である普通株式数は8,500,000株であり、その合計普通株式数は8,848,200株で一定であり、最大増加株式数は固定されております。  
なお、8,848,200株は、発行決議日における発行済株式数対比30.45%となります。本新株予約権は、発行当初から行使価額は244円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありませぬ。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ②本新株予約権には、上記「本新株予約権の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、引受先の新株予約権行使に対する行使促進が見込めます。
- ③本新株予約権には、上記「本新株予約権の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ④当社は、有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先である株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス（以下ユニヴァ社という。）、ロート製薬株式会社（以下ロート社という。）及び株式会社フォーシスアンドカンパニー（以下フォーシス社という。）との間で別紙（第6回新株予約権発行要項（第三者割当））の内容を含む総数引受契約を締結いたします。

### 【本新株予約権のデメリット】

- ①市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ②株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となることがあること。
- ④第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することができないこと。

(3) 本新株式及び本新株予約権を選択した理由

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、社債、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、銀行借入及び社債による資金調達は、当社が連続して損失を計上している財務状態により金融機関の与信や、出資者側の理解を得ることが難しい状況であり、利息等の借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況です。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、当社の状況を踏まえ直接金融の資本性の調達に依拠せざるを得ない状況であります。

そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、今後の事業展開において、今後の当社グループの協業予定先でもある割当予定先と連携し、当該事業の進捗状況に合わせて資金調達ができること、昨今の相場環境を鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の①公募増資及び株主割当増資、②第三者割当型転換社債型新株予約権付社債の発行、③ライツ・オフリング④第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を組み合わせた資金調達、⑤全て第三者割当による新株式で調達した場合または、全て第三者割当による新株予約権の資金調達方法を検討いたしました。

①公募増資及び株主割当増資といった広く出資者を募る方法においては、調達に要する時間及び事務手数料や通信コスト等募集に係るコストも第三者割当による株式の発行より割高であるうえ、新株予約権の行使を待つまでもなく即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため困難と判断いたしました。

②第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」という。）は、様々な商品設計が考えられますが、一度に多額な資金を得ることが可能であるものの、当該事業の収益が上がっても、市場等何らかの要因で当社株価が上昇せず、株式への転換が進まない場合、一般的な長期借入金の長期での返済期間と異なり、多額の社債返済を短期間に行うこととなり、当社の財務内容を圧迫する恐れがあります。

また、当社は、実際のCB引受先を模索し、いくつかの引受先候補に打診しましたが、当社が連続して損失計上していること及び現在の財務状況では引受先の決定迄には至りませんでした。

③ライツ・オフリングは、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングにつきましては、東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとおり、当社は、最近2年間において経常損失を計上しており行うことができません。

④第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を組み合わせた資金調達は、新株式の発行により初期に一定の資金を調達し、残りの調達を新株予約権にすることで一度に大幅な希薄化を引き起こすのではなく、希薄化を複数回に分かれた段階的なものとするすることで、市場へのインパクトを薄めることとなります。

⑤全て第三者割当による新株式または、新株予約権どちらかでの資金調達は、全て新株式により調達を行うには、調達金額も大きいため、全て新株で調達することに同意する引受者を見つけることができず、現実的には行うことは難しいと判断いたしました。また、全てを新株予約権とした場合は、初期段階のコスト確保も確定的では無く、また現状の手元資金からの捻出も困難な状況であり、事業開始時期に支障を来す場合があり、難しいと判断いたしました。

上記を総合的に検討した結果、上記②と⑤に記載のとおり、当初全額が払込まれる第三者割当による調達手法においては、当社の財務状況等の理由から、引受先が見つかりませんでした。

また、バイオバンク設立及び細胞医療製品に関しては、予約権行使が進まず、調達金額が少なくなってしまう場合、代案の検討及び自己資金内での開発を模索することとします。

今回の割当予定先は、今後、当社との協業を念頭において引受けを頂いており、予約権の行使については、当社の事業の進捗及び資金ニーズに出来る限り沿う形で行使を進める旨、口頭にて合意しており、且つ当該事業の進捗は、割当予定先が有する顧客に対しても有益であり、割当予定先の業績にも寄与するものであると判断頂いております。

これらの理由から、当社の財務状況等の現状を踏まえると、バイオバンク設立に係る調査費用を新株式発行により調達した上で、残りを予約権の発行・行使により調達する手法が、最善であると判断し、また、割当予定先から当社の財務状況、事業の進捗状況を鑑み、新株式のみでの引受けは難しく、新株式と新株予約権併用の申し出を受け、協議を重ねた結果、その発行及び割合を決議いたしました。

今回の新株式発行による調達資金 85 百万円を用いて、バイオバンクの設立に向けて、自社での保有または賃借の可能性などの調査を開始し、最適な設備形態の評価を行うとともに、新株予約権の行使が予定通り進まないなどのリスクに対する代案策定を行います。その後、予約権の発行による資金調達、および行使による調達資金を用いて、具体的な場所の選定・建物の安全性、セキュリティの構築・運営など、これまで当社で蓄積したノウハウと技術を集約した土地購入・施設建築・ハードの構築への充当を想定しております。また、再生医療製品の製造および品質試験についても、予約権の行使による調達資金を用いて、医薬品準拠の製造工程の確立及び品質・安全性試験への充当を想定しており、当社の当面の継続的な設備拡充資金及び研究開発資金を調達したいというニーズを充足し得るものであります。

新株予約権につきましては、当社の現状に則した資金調達方法と判断しておりますが、(2) 本新株予約権の特徴に記載のデメリットが存在するため、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、事業縮小・既存事業の拡充による代案の実行や、医薬品としての開発から研究開発試薬への目的変更により、自己資金内での開発模索などを行う場合があります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

##### ① 本新株式発行による調達

① 払込金額の総額	2,185,310,800 円 (内訳) 本新株式発行による調達額 84,960,800 円 本新株予約権の発行による調達額 26,350,000 円 本新株予約権の行使による調達額 2,074,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	42,674,000 円
③ 差引手取概算額	2,142,636,800 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 本新株予約権の発行にかかる諸経費の内訳は、割当予定先に対する調査費用として 500 千円、書類作成費用として 300 千円、登録免許税として 7,650 千円、独立委員会の組成費用 3,000 千円、その他諸経費（司法書士報酬、信託手数料等）として 4,724 千円、新株予約権の算定費用として 1,500 千円、本資金調達に関する株式会社ローカルイオンへの行使総額に対するファイナンシャル・アドバイザー費用として総額 25,000 千円（ユニヴァ社の行使金額の総額に応じて変動します。）等を予定しております。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
5. 調達資金を実際に支出するまでは、当社グループの銀行口座にて資金は管理いたします。

#### (2) 本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期

資金使途	金額 (百万 円)	詳細 (百万円)	支払予定時期	
① バイオバンク施設 の設立に係る費用	1,842	土地購入：600（購入、賃借は未定であるが最大値を計上） 新株式発行の調達資金85百万にて、土地購入・建物建築の、詳細設計を実施する。さらに新株予約権が未行使時の代替実行案を検証する（最優先）。 土地購入515百万円については、新株予約権発行および新株予約権行使の調達資金にて実施するが、調達リスクを考慮し中優先とする。	平成27年4月～ 平成27年12月	平成27年4月 ～ 平成30年12月
		建物建築：600（無停電電源設備、耐震、ウェットラボを前提に算出） 新株予約権行使の調達資金にて実施するが、調達リスクを考慮し中優先で実施する。	平成27年11月～ 平成29年4月	
		ヒト用バンキング設備：450（精密・分析機器、検体保管システム、匿名可システム、二重化対応） 新株予約権行使の調達資金にて中優先で実施する。	平成29年3月～ 平成30年12月	
		動物用バンキング設備：192（動物用も基本はヒト用と同じだが、匿名可システムや2重化は対応しない） 新株予約権行使の調達資金にて低優先で実施する。	平成29年10月～ 平成30年12月	
② 細胞医療製品の製造および品質試験に係る費用	300	医薬品準拠の製造工程確立費用：220 新株予約権発行および行使の調達資金にて中優先で実施する。	平成27年4月～ 平成28年7月	平成27年4月 ～ 平成29年12月
		品質・安全性試験費用：80 新株予約権行使の調達資金にて中優先で実施する。	平成28年4月～ 平成29年12月	

\*資金使途については、より実績の豊富な①バイオバンク施設の設立における詳細設計を最優先で行い、資金調達額を考慮の上、優先度をつけて実施いたします。土地購入、建物建築、ヒト用バンキングの順で実施していき、調達額に達しない場合は、規模の縮小または既存施設の拡充での実施を目指します。

次に、②の医薬品準拠の製造工程の確立、品質・安全性試験を実施していき、予約権行使が進まない場合は、医薬品ではなく、試験薬などに変更のうえ、自己資金での開発を模索いたします。

最後に、動物用バンキング施設の実現に取りかかりますが、予約権行使が進まない場合は、実現を断念する場合があります。

#### ① バイオバンク施設の設立に係る費用

東日本大震災以来、各研究機関や大学病院では非常時対応として、組織・細胞・DNA等生体サンプルの外部保管に対するニーズが高まりつつあります。また、昨今では、DNAの解析コストが大幅にダウンしたことにより、手軽に各個人や動物生体のDNAを解析することが可能になってきました。そのため、バイオメディカル分野以外の企業がバイオバンク事業に参入を表明していますが、いまだ大規模かつ低コストのサービスを提供している企業が無いのが現状です。

当社グループでは、創業以来遺伝子事業分野において遺伝子解析および検体管理ビジネスを行っており、ISO9001承認の取得や「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施基準（GLP省令）」準拠での品質・セキュリティを確保した運営を行ってきました。さらには、「動物用医薬品の臨床試験の実施に関する基準（GCP省令）」に則った細胞製剤の分離・培養技術および製造・保管工程を確立し、運営しています。このような標準化に準拠した保管・運営を行っている企業は、日本では未だ稀有な存在です。

当社グループでは、既にヒトにおけるDNA検体保管を神戸のラボにおいて行っていますが、今後大規模なヒトや産業動物・伴侶動物に関するバイオバンクを構築することで、DNAを含む細胞や組織などの様々な種類の生体サンプルの保管をさらに進め、関連する医療情報・健康情報と併せて解析することで、疾患原

因の解明、新たな医薬品・治療方法の開発に繋がるサービスを拡大していきます。また、これまで以上に、品質やセキュリティーをより高く維持する施設を構築することで、ヒトおよび伴侶動物・産業動物における生命に関わる生殖細胞や、細胞製剤用の細胞などが扱えるようになり、これまでの顧客である研究機関・大学病院、創薬企業はもとより、ヒト以外の産業・伴侶動物分野からの精子や卵子などの生殖細胞の保管や、臍帯組織の保管などの新たなニーズへの対応を行っていきます。

施設の本格稼働は平成30年を予定しており、その構築のため平成27年4月から平成30年12月までに総額1,842百万円[以下(a)+(b)+(c)]を充当する予定であります。バイオバンクは、災害・セキュリティー、長期安定性の確保の観点から、既存施設の転用や活用が困難な為、自社で土地や建物を保有・運営する場合も想定したうえで総額を見積もっております。(a)新株式発行による調達資金85百万円を用いて、自社での保有または賃借の可能性などの調査を開始し、最適な設備形態の評価、土地・建物の詳細設計および新株予約権の行使が予定通り進まないなどのリスクに対する代案策定を行います。その後、新株予約権発行及び新株予約権行使による調達資金にて土地購入で最大515百万円、施設建築で最大600百万円の充当を想定しています。なお、賃借物件の利用を優先し、支出の圧縮を目指していきます。賃借利用により支出圧縮が実現可能な場合で、予約権が未行使の場合は、当社で新株予約権の取得を実施予定です。また、予約権が行使済みの場合は、優先順位に従い、中・低優先の資金使途に調達資金は充当し、さらに余剰資金が発生した場合は、動物用バンキングの施設拡充(動物種の拡充・および機材材の拡充)に充当いたします。

ハード・施設内では、ヒトおよび産業動物・伴侶動物の生体サンプルを扱います。薬や毒物に対する感受性は生物種により異なり、未知の感染症等への対策から、ヒト用と動物用は厳密に分離して維持・運営を行います。また、倫理性の高い細胞やDNAなど、他の商業施設では保管が困難なサンプルも積極的に扱っていきます。ヒトのバイオバンクの精密・分析機器や匿名化システム、トレーサビリティシステムとして(b)450百万円を充当し、一方動物用のバイオバンクの精密・分析機器として、(c)192百万円を充当していきます。ヒト用のバイオバンクのほうが、動物用より、より品質や匿名性へのニーズが高いため、資金繰りを考慮の上、まずはヒト用を優先に構築を進めていきます。なお、予約権の行使が進まない場合を想定し、動物用のバイオバンクは低優先で対応します。さらに、ヒト用の使途資金の調達が困難な場合については、新株式発行の調達資金を充当して検討する詳細設計にて、調達困難な場合の代案についても検討・評価を行うため、調達資金内での代案実施を行うなどの対処をします。

バイオバンクの営業は、平成31年より開始予定で、開始初年度、ヒト用で255百万円、動物用で150百万円の売上を目指します。

## ② 細胞医療製品の製造および品質試験に係る費用

本項目については、当社から当社グループのアニマルステムセル社に貸付で実行しますが、アニマルステムセル社では、再生医療事業分野として、「伴侶動物における同種脂肪由来間葉系幹細胞移植」治験を進めております。この治験は農林水産省による「動物用医薬品の臨床試験の実施に関する基準(GCP省令)」に則り行われている、国内初の幹細胞を用いた治験であり、現在450の全国の動物病院にて実施しております。細胞医療製品については、その実用化に向けて、法規の整備や審査体制の充実強化が進められており、事業を後押しする環境が整いつつあります。

今後、当社グループにて作成している幹細胞の製造工程および品質試験の精度を医薬品準拠となるよう整備していき、細胞医療製品としての品質が担保できるシステムの構築として、平成27年4月から平成29年12月までに総額300百万円[以下(a)+(b)]を充当する予定であります。その詳細として、まず、幹細胞の製造工程を医薬品準拠に向上させるため、機器バージョンアップおよび作業員による作業プロセスの改善費用として、平成27年4月から平成28年7月までに(a)220百万円を充当する予定であります。細胞医療製品には、その加工製品化に関して「再生医療推進法」の成立「再生医療等安全性確保法」の施行および「薬事法」の一部改正などガイドラインの整備が進んでいる為、機器や作業プロセスを改善して、ガイドラインに準拠した原材料の管理や加工工程の基準を確立していきます。また、品質・安全性の確保費用として、毒性試験や造腫瘍性試験の外注を実施するため、平成28年4月から平成29年12月までに(b)80百万円を充当する予定であります。

なお、新株予約権の行使が進まずに調達資金が本使途額に満たない場合は、医薬品としての開発は困難となることから、研究開発試薬などの自己資金内での販売方法を模索していきます。

基礎研究の成果をもとに、疾患の新たな治療法を開発を目指して、ヒトへの臨床応用を実現することを、トランスレーショナル・リサーチ（橋渡し研究）といいますが、通常の開発工程ではラットやマウスなど、疾患モデル動物において基礎的なデータを構築し、臨床応用を目指します。疾患モデル動物は、人工的に作成された病気のモデルであるため、ヒトとは病態や病理がかけ離れており、開発や評価に時間を要し、途中で開発を断念する確率が高いのが現状です。当社グループが行っている犬の治験は、生活の中で発症した自然病態（人工的に作成された「人工疾患モデル」に対して、「自然病態モデル」といいます）にて実施しており、また治験という決められたルールのもとデータが収集されているため、通常の開発工程よりヒトの疾患との類似性が高く、開発工程の短縮化とリスクの軽減が期待できます。当社では自然病態モデルでの開発を手掛けることで、開発のリスクを減らし、より早いサイクルで幹細胞など細胞製剤の製品化を自社および創薬企業と連携して目指していきます。

売上の確保は平成 29 年を目標としており、再生医療や細胞製剤領域への参入を表明している創薬企業をターゲットとし現在提案を開始しており、製剤化を行う上での細胞培養工程、保存搬送工程、自然病態モデルによる治験データ等をライセンスアウトします。具体的にはライセンスアウトのイニシャル（ライセンスアウトによる一時金）として約 200 百万円を収益目標とし、受託開発（ライセンスを創薬として開発するための開発費）事業として約 200 百万円の収益を見込み、早期の投資回収を目指します。製薬企業では、本ライセンスを活用して幹細胞製品としての商品化を目指しますが、商品化後にはライセンス先からのロイヤリティ収入を平成 30 年からの目標とし、中長期的には収益の安定化、長期化も目指していきます。

#### 4. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

###### ①本新株式

本新株式の払込金額は、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値（271 円）を基準として、当該株価の 10%ディスカウントした価格である 244 円と致しました。

発行価額の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

発行価額の決定に際し、直前営業日の株価を採用した経緯につきましては、直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、特段不安定な値動きもしておらず、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。また、発行価額のディスカウント率を 10%とした経緯と致しましては、割当予定先と協議する中で、割当予定先から下方修正を含めた、平成 26 年 12 月期第 3 四半期決算短信の開示日である平成 26 年 11 月 13 日以降の株価の推移（最高値 285 円・最安値 222 円）を勘案して 10%のディスカウントをしてほしい旨の要望がありました。

当社としては、協議・検討の結果、希薄化等の懸念はあるものの、割当先との協業を踏まえた成長戦略（当社は、商品開発につながるシーズはこれまで開発してきましたが、商品開発力、販売力が脆弱であった為、売上利益に当社の開発力を繋げる事が出来ませんでした。今回の引受け先である 3 社は、当社で開発したシーズを、商品化する企画力があり、また、その商品を販売する顧客網をすでに構築しています。当社のこれまでの資産を有効に活用し、当社の売上利益に寄与するパートナーとして、今回の引受け先を選定しております。）を重要視し、株式の希薄化、発行価額の影響度を慎重に検討しつつも割当予定先からの申し入れを受け入れることとしました。

上記に加え、本新株式の払込金額の決定に際しては、直前営業日の株価を基準とし、ディスカウント率も日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）において定める価額の範囲内であると考えております。

よって、当社取締役会は、発行価額が特に有利な発行価額には該当しないものであると

判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、割当予定先より本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の株価を基準とし、10%のディスカウントの申し入れを受け入れたことは、割当予定先と当社グループの今後の協業・業務提携等を踏まえた成長戦略を非常に重要視し、今後の当社グループの売上及び収益向上における重要な協業相手であると捉え、株式の希薄化等の懸念はあるものの当社の企業価値の向上を図るために協業体制は必須であると判断したことは、合理的であること、及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠していることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

また、本株式の発行に関し、「7. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載の通り、当社とこれまで取引の無い野本昌城氏（委員長・弁護士）、三好重臣氏（弁護士）、海野秀樹氏（弁護士）の3名に加え、当社子会社監査役である弘中徹氏（弁護士）の4名による独立委員会（以下、「本独立委員会」という。）は、上記算定根拠、本株式発行に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした株価等を勘案し、当社取締役会としては、直前営業日の株価が当社の企業価値を客観的に示していると判断しており、また、ディスカウント率の決定方法においても、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、本株式の発行価額が特に有利でなく、適法である旨の意見を述べ、その意見書を受領しております。

## ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3-2-5 代表取締役社長 野口真人 以下プルータス社という。）に依頼しました。当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果を基準として、本新株予約権の発行価額について、算定結果と同額の1個当たり310円といたしました。

なお、第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価271円（平成27年2月10日の終値）、権利行使価額244円（平成27年2月10日の終値を基準として9.9%のディスカウントした価額）、ボラティリティ100%（平成27年2月から遡って2年間をもって算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.03%（評価基準日における2年物国債レート）、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき310円との結果を得ております。

割当予定先は、随時権利行使を行うものとする。ただし、株式の流動性については、1度に行う権利行使の数は、1回あたり485個（48,500株）、行使して得た株式は一定量（1日当たり売買出来高の中央値の約10%）ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使をする。なお、発行体は、基本的に割当先の権利行使を待つものとする。

取得条項（コール・オプション）については、割当日以降株価が20取引日連続で行使価格の180%以上になった場合残存する新株予約権を2週間後に取得するものとする。

発行体が取得条項を行使した場合に割当予定先は、取得日までは、上記と同様に流動性を考慮し、日々の一定量の行使及び売却を行い、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

上記プルータス社が評価算出した本新株予約権1個につき310円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。取得条項（コール・オプション）については、割当日以降株価が20取引日連続で行使価格の180%以上になった場合残存する新株予約権を2週間後に取得するものとする。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日（平成27年2月10日）に株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値271円におよそ0.9を乗じた金額である1株244円に決定いたしました。

行使価額の決定に際し、直前営業日の株価を採用した経緯につきましては、直前営業日の終

値が客観的な市場取引により形成された株価であり、特段不安定な値動きもしておらず、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

また、行使価額のディスカウント率を10%とした経緯と致しましては、割当予定先と協議する中で、割当予定先から平成26年12月期第3四半期決算短信の開示日である平成26年11月13日以降の株価推移を勘案して10%のディスカウントをしてほしい旨の要望がありました。

当社としては、協議・検討の結果、希薄化等の懸念はあるものの、割当先との協業を踏まえた成長戦略を重要視し、割当予定先からの申し入れを受け入れることとしました。

行使価額を決めるにあたり、株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討してまいりました。

また、以上のことから、当社監査役全員は、本新株予約権の算定を、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していること及び割当予定先とも契約関係になく独立した立場であると認められたプルータス社が評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関してプルータス社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額には該当しないと監査役会として判断をする旨の意見を得ております。

本独立委員会も、プルータス社は、新株予約権の評価算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられること、及び本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であると判断しております。また、プルータス社は、①当社と顧問契約関係になく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること、及び②本新株予約権に関して割当予定先とは契約関係にない独立した立場で評価書を提出していると認められることから、評価書の作成自体については、公正性を疑わせる事情はないことを前提としており、事実関係に重大な誤りはなく、本新株予約権の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利ではないと判断しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により発行される株式は最大で8,848,200株であり（行使価額が調整された場合には、発行される株式数も変動いたします。）、平成27年2月10日現在の当社発行済株式総数29,059,820株に対し30.45%（平成26年12月31日現在の当社議決権個数290,585個に対しては30.45%）となり、これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、今回の資金調達目的であるバイオバンク施設および再生医療事業分野への投資は、当社がこれまで培ってきた既存事業の遺伝子検査技術と細胞培養技術のさらなる発展が見込まれ、かつ安倍政権が推進する成長戦略の一つである医療分野の大きな柱であるバイオ・再生医療事業（2014年に成立した再生医療推進法に続き、薬事法改正案、再生医療安全性確保法案が閣議決定されております）であることから、急速な市場拡大が期待できる分野で優位なポジション（薬事法下で幹細胞の治験を行っているのは現時点では弊社のみであり、かつ新法へ早期に対処することで、既存事業での先行ポジションをより確実にできると考えております。）を確立する事になります。このタイミングでのバイオ・再生医療事業への投資は、継続的安定的に収益を計上する企業になるために欠かせない投資であり、当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものと考えております。

また、本新株式及び本新株予約権の割当予定先である3社とも全て、当社の今後の事業戦略を理解して本件の割当予定先となった経緯の中で、今後当社グループとの協業を検討しており、今後の当社業績並びに企業価値の向上が期待でき、中長期の保有を行う方針であることを口頭にて確認していることから大規模な発行であっても、流通市場に与える影響は限定的と考えていることから、割当予定先3社に対して本新株式及び本新株予約権を発行することについても、合理的なものであると判断しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量

及び株式の希薄化規模に係る目的に照らして合理的であり、本資金調達による長期的な株主価値は向上すると考えております。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 27 年 2 月 12 日現在)

① 名 称	株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス		
② 所 在 地	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐野 敦彦		
④ 事 業 内 容	ファイナンス事業		
⑤ 資 本 金	60 百万円		
⑥ 設 立 年 月 日	平成 19 年 8 月 2 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	6,000 株		
⑧ 決 算 期	8 月 31 日		
⑨ 従 業 員 数	1 人		
⑩ 主 要 取 引 先	株式会社ジークス 株式会社インターネットペイメントサービス 株式会社コールドフュージョン		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	UNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITED 100.00%		
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く)			
決 算 期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 8 月期
純 資 産	540	791	777
総 資 産	540	842	828
1 株当たり純資産(円)	90,069	131,862	129,517
売 上 高	10	12	12
営 業 利 益	△1	0	3
経 常 利 益	129	251	6
当 期 純 利 益	129	250	△14
1 株当たり純利益(円)	21,543	41,792	△2,344
1 株当たり配当額(円)	—	—	—

※当社は、ユニヴァ社から、割当予定先であるユニヴァ社及びその役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がないことを口頭にて確認しております。当社においても独自に専門の調査機関（株式会社ジンダイ 東京都千代田区神田美土代町 3-4 代表取締役 焔硝岩邦治）に調査を依頼し、割当予定先であるユニヴァ社、同社の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がないことを報告書により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 割当予定先の概要

(平成 27 年 2 月 12 日現在)

① 名 称	ロート製薬株式会社		
② 所 在 地	大阪府大阪市生野区巽西 1 丁目 8 番 1 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 山田 邦雄 代表取締役社長 吉野 利昭		
④ 事 業 内 容	医薬品・化粧品・機能性食品等の製造販売		
⑤ 資 本 金	6,411 百万円 (平成 26 年 3 月 31 日現在)		
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 24 年 9 月 15 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	117,929,250 株 (平成 26 年 3 月 31 日現在)		
⑧ 決 算 期	3 月 31 日		
⑨ 従 業 員 数	5,845 名 (連結) 1,498 名 (単体) (平成 26 年 3 月 31 日現在)		
⑩ 主 要 取 引 先	(株)大木 アルフレッサヘルスケア(株) (株)Paltac		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行(株)	8.89%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	5.63%	
	(株)三菱東京 UFJ 銀行	3.22%	
	山田清子	2.51%	
⑬ 当事会社間の関係	資本関係	同社は、平成 26 年 3 月 17 日第三者割当にて当社の新株式 850,000 株を取得し、当社株式 2.93%を保有しております。 (平成 26 年 12 月 31 日現在)	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く)			
決 算 期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
純 資 産	83,627	93,771	98,627
総 資 産	136,008	150,643	162,249
1 株当たり純資産(円)	703.93	789.83	861.49
売 上 高	120,292	129,146	143,822
営 業 利 益	13,624	14,380	16,821
経 常 利 益	13,684	14,730	17,100
当 期 純 利 益	8,184	8,087	8,947
1 株当たり純利益(円)	69.60	68.78	77.15
1 株当たり配当額(円)	16.00	17.00	18.00

※当社は、ロート社について、株式会社東京証券取引所に上場していることから、東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」を確認し、上記各割当予定先、その役員及び主要株主が、暴力若しくは威力も用いまたは詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「反社会的勢力」という）ではなく、かつ、反社会的勢力と何ら関係を有するものではないと判断しております。

割当予定先の概要

(平成 27 年 2 月 12 日現在)

① 名 称	株式会社フォーシス アンド カンパニー		
② 所 在 地	東京都渋谷区神宮前 6 丁目 25 番 14 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 太田 清五郎		
④ 事 業 内 容	婚礼衣装の企画・制作・販売		
⑤ 資 本 金	50 百万円		
⑥ 設 立 年 月 日	平成 7 年 4 月 26 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	1,000 株		
⑧ 決 算 期	3 月		
⑨ 従 業 員 数	539 名		
⑩ 主 要 取 引 先	一般法人及び一般顧客		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三菱東京 UFJ 銀行、りそな銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社コンサバテックホールディングス 100.00%		
⑬ 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く)			
決 算 期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
純 資 産	1,888	2,307	2,872
総 資 産	3,797	4,923	6,160
1 株当たり純資産 (円)	1,888,975	2,307,775	2,872,170
売 上 高	4,150	5,148	6,255
営 業 利 益	1,039	803	1,468
経 常 利 益	1,048	836	1,513
当 期 純 利 益	559	532	816
1 株当たり純利益 (円)	139,801	133,225	204,104
1 株当たり配当額 (円)	100,000	50,000	300,000

※当社は、フォーシス社から、割当予定先であるフォーシス社及びその役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がないことを示す口頭にて確認しております。当社においても独自に専門の調査機関（株式会社ジ نداイ 東京都千代田区神田美土代町 3-4 代表取締役 焔硝岩邦治）に調査を依頼し、割当予定先であるフォーシス社、同社の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がないことを報告書により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達極めて厳しい状況にあるとの認識であります。当社グループが置かれた状況を勘案いたしますと、早期黒字化に向けた経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であり、これらに要する資金を機動的に調達できる手段として、新株式及び新株予約権の第三者割当による資金調達が当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、割当予定先を選定するため、日本証券業協会会員である証

券会社のあっせんを受けて行われたものではありませんが、フィナンシャル・アドバイザーとして当社グループと以前から取引のあった株式会社ローカルイオン（代表者：代表取締役八巻圭介 住所：東京都港区六本木 5-18-19-207）に当社の増資引受先の紹介を依頼し、UNIVA CAPITAL HD 傘下の、UNIVA Health Limited と交渉してまいりました。

当該交渉の過程で、先方より海外企業である UNIVA Health Limited よりも同社のグループ企業である国内企業のユニヴァ社の引受の方がより円滑に予約権行使が行えることにより、最終割当予定先がユニヴァ社となりました。

ユニヴァ社以外の割当予定先の選定につきましては、ユニヴァ社 1 社での資金調達額では、事業の進捗に限界が有るため、より多くの資金調達が必要であり、ユニヴァ社以外の割当予定先を見つける必要がありました。

そこで本資金調達を実施するに当たり、当社の事業内容及び今後の事業方針に対する理解と賛同を得られるか、また、既存株主の株式価値の希薄化への配慮の観点から、本新株式と本新株予約権とを合わせて引受けていただけるか、という基準で割当予定先を探してまいりました。

#### ①株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス

割当予定先のユニヴァ社につきましては、そのグループ企業を含め健康支援事業として、健康維持に役立つ製品をダイレクト販売システムにより会員制で直接販売する仕組みを構築され、約 150 カ国でのグローバル事業を展開されています。同社の「一人でも多くの方の健康に貢献する」という健康支援事業は、当社の事業展開との親和性も高く、両社の強みを生かした事業展開で、双方の企業価値向上に繋がるものと判断いたしました。

上記実績等を確認する中、株式会社ローカルイオン社を介し、UNIVA Health Limited とのコンタクトを図り、同社のグループ会社であるユニヴァ社へ割当予定先を変更しました。当社は同社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、また当社グループとユニヴァ社のグループ会社による事業展開の検討を重ねたうえで、今後当社の遺伝子検査サービス事業を同社グループの販売システムを利用して展開することで、双方の売上増が見込めると判断し、同社を割当予定先として選定致しました。

#### ②ロート製薬株式会社

ロート社につきましては、平成 26 年 3 月に第三者割当による新株式発行にて 850,000 株を発行しましたとおり、すでに当社の再生医療事業へのご理解賜り資本提携を頂いており、かつ長年医療・健康分野で製造・販売事業を推進されておりますロート社を割当予定先と選定することは、当社の企業価値の向上に繋がるものと判断いたしました。

ロート社は、既に再生医療分野に本格進出されており、幹細胞の実用化を目指している点が、当社との親和性が高いと判断いたしました。

当社はすでに出資を頂いているロート社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株式及び新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただき、同社を割当予定先とすることは当社のニーズを満たすものであると判断し、同社を割当予定先として選定致しました。

#### ③株式会社フォーシスアンドカンパニー

割当予定先のフォーシス社につきましては、婚礼衣装の企画・販売事業や婚礼情報サイトの運営事業を行っております。

当社取締役が従前より知己であったフォーシス社の代表者に対し、当社事業の紹介、当社の今後の事業展開を平成 26 年 11 月頃に行ったところ、フォーシス社が今後は事業拡大として、既存事業の顧客に対して、美容・医療領域での多角的な事業拡張を行いたいとの意向があり、特に競合他社との差別化として、当社が手掛ける遺伝子検査技術や、再生医療技術を用いてのサービス展開について、協業する事が出来ないかと当社取締役を介して打診を受け、平成 26 年 12 月から、協業での事業展開に向けて協議してまいりました。

同社が手掛ける婚礼事業では、若い男女を顧客としており、またサービスの提供では、全国に店舗拠点のネットワークを既に構築しております。当社としては、この顧客層および店舗拠

点を活用しての事業連携を行うことで、新たな層への営業活動が即座に開始できることから、今後の事業展開を見据え、同社を割当予定先とすることは当社の売上増および販売網拡充のニーズを満たすものであると判断し、同社を割当予定先として選定致しました。

以上から当社は、上述の各社を割当予定先として選定することが、当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様利益に資するものと判断いたしました。割当予定先の3社は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

(3) 譲渡制限及び割当予定先の保有方針

割当予定先の3社は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

割当予定先の3社全てが、当社の今後の事業戦略を理解して本件の割当予定先となった経緯の中で、中長期の保有を行う方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のユニヴァ社につきましては、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。また、本新株式の発行及び新株予約権発行並びに本新株予約権の権利行使のために必要となる資金については、自己資金及び現時点での不足分については、ユニヴァ社の同一資本系列グループ会社である UNIVA Health Limited (ユニヴァ社の親会社である UNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITED の100%子会社住所 P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands, 代表者 CEO 稲葉 秀二) より借入にて手当する旨説明を受けております。

また、当社は、同社及び UNIVA Health Limited の金融機関における十分な預金残高証明の提出を受け、割当予定先が本新株式の発行及び本新株予約権の発行価額の総額並びに新株予約権の行使に要する十分な現預金を保有していることを確認しております。

なお、ご参考までにユニヴァ社の親会社である UNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITED 及びグループ会社である UNIVA Health Limited の概要は次のとおりです。

UNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITED の概要

(平成 27 年 2 月 12 日現在)

① 名 称	UNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITED
② 所 在 地	Suites 2202-04, Tower 6, The Gateway, Harbour City, 9 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong
③ 代表者の役職・氏名	CEO 稲葉 秀二
④ 事 業 内 容	投資業
⑤ 資 本 金	468 百万 HKD
⑥ 設 立 年 月 日	平成 20 年 10 月 31 日
⑦ 発行済株式数	4,680,000,001 株
⑧ 決 算 期	8 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	0 人
⑩ 主 要 取 引 先	UNIVA CAPITAL Hong Kong Limited
⑪ 主 要 取 引 銀 行	STANARD CHARTED BANK LIMITED

⑫ 大株主及び 持株比率	非公表	
⑬ 当事会社間の 関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

UNIVA Health Limited の概要

(平成 27 年 2 月 12 日現在)

① 名 称	UNIVA Health Limited	
② 所 在 地	P. O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
③ 代表者の役職・氏名	CEO 稲葉 秀二	
④ 事 業 内 容	投資事業、健康食品原料の研究開発・製造販売	
⑤ 資 本 金	USD 60,000,001	
⑥ 設 立 年 月 日	平成 20 年 7 月 8 日	
⑦ 発 行 済 株 式 数	810,200 株	
⑧ 決 算 期	8 月 31 日	
⑨ 従 業 員 数	0 人	
⑩ 主 要 取 引 先	UNIVA CAPITAL INVESTMENTS, Inc.	
⑪ 主 要 取 引 銀 行	STANDARD CHARTED BANK LIMITED	
⑫ 大株主及び 持株比率	UNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITED 100.00%	
⑬ 当事会社間の 関 係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

ロート社につきましては、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。また、本新株式の発行及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の説明を受けております。

また、当社は、ロート社が平成 26 年 6 月 25 日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書（第 78 期）の平成 26 年 3 月 31 日における貸借対照表により、割当予定先が本新株式及び本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

フォーシス社につきましては、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。また、本新株式の発行及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の説明を受け

ております。

また、当社としましては、同社の金融機関における十分な預金残高証明及び直近である平成 26 年 3 月期の決算書の提出を受け割当予定先が本新株式及び本新株予約権の発行価額の総額並びに新株予約権の行使に要する十分な現預金を保有していることを確認しております。

#### (5) その他

本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、新株予約権引受契約書において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株式及び本新株予約権の特徴に記載のとおり、下記の内容について合意する予定であります。

##### ①新株予約権の譲渡制限

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ、譲渡先となる者に対して、本新株予約権に付された当社に対して当該譲渡制限の内容を説明した上で、譲渡先となる者をして譲渡制限に服する旨を当社に対して約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の措置内容を当該第三者に実施する旨を約束させるものとします。

##### ②買い戻し特約条項

割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 310 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものといたします。

#### 6. 大株主及び持ち株比率

##### (1) 新株式割当後の大株主の状況

募集前		募集後	
日本証券金融株式会社	3.54%	日本証券金融株式会社	3.50%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505277	3.44%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505277	3.40%
ロート製薬株式会社	2.93%	ロート製薬株式会社	3.17%
株式会社夢真ホールディングス	2.11%	株式会社夢真ホールディングス	2.09%
大和証券株式会社	1.25%	大和証券株式会社	1.23%
株式会社 S B I 証券	1.19%	株式会社 S B I 証券	1.18%
マネックス証券株式会社	1.03%	マネックス証券株式会社	1.02%
株式会社夢テクノロジー	0.96%	株式会社夢テクノロジー	0.95%
日野 洋一	0.96%	日野 洋一	0.95%
野村証券株式会社	0.93%	野村証券株式会社	0.92%

(注) 平成 26 年 12 月 31 日時点の株主名簿を基にして作成しております。募集後の比率は、平成 26 年 1 月 31 日時点の株式数に本第三者割当増資の新株式による増加株式数 348,200 株を加算して算出しております。

(2) 新株式割当及び新株予約権が全数行使された後の大株主の状況

募集前		募集後	
日本証券金融株式会社	3.54%	株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス	13.73%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505277	3.44%	ロート製薬株式会社	7.73%
ロート製薬株式会社	2.93%	株式会社フォーシスアンドカンパニー	4.12%
株式会社夢真ホールディングス	2.11%	日本証券金融株式会社	2.72%
大和証券株式会社	1.25%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505277	2.64%
株式会社SBI証券	1.19%	株式会社夢真ホールディングス	1.62%
マネックス証券株式会社	1.03%	大和証券株式会社	0.96%
株式会社夢テクノロジー	0.96%	株式会社SBI証券	0.91%
日野 洋一	0.96%	マネックス証券株式会社	0.79%
野村證券株式会社	0.93%	株式会社夢テクノロジー	0.74%

(注) 1. 平成26年12月31日時点の株主名簿を基にして作成しております。募集後の比率は、平成26年12月31日時点の株式数に本第三者割当増資並びに本第三者割当新株予約権がすべて行使された場合に増加する総数8,848,200株を加えて算定しております。

2. 本新株式の発行及び本新株予約権を行使し当社株式を取得した当該株主（本新株式及び本新株予約権の割当を受けた者に限り、かかる者から本新株予約権を承継した者を含まない。）は、会社法124条第4項に鑑み、割当予定先の意向も踏まえ、本資金調達において株主の意思をもっとも近い株主総会に反映させたいとの判断に基づき、平成26年12月期に係る定時株主総会における議決権を付与することとしております。

なお、本新株予約権の権利行使後、定時株主総会日までの間において、当該株主が、権利行使後の株式について株式を売却したかどうかの確認を、当社として株主名簿等の確認をもって行うことができないことから、本新株予約権の権利行使に基づく株式については、平成27年3月下旬に開催する定時株主総会までに株式を売却したか否かに関わらず、一律に議決権を付与するものとしたします。

7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行がなされた場合、株式の希薄化率が30.45%となるため、当社は当社及び割当予定先と人的関係、取引関係及び資本関係のない独立した立場の者が本第三者割当についての意見聴取を行うため、当社子会社の監査役弘中氏の推薦により野本昌城氏（委員長・弁護士）、三好重臣氏（弁護士）、海野秀樹氏（弁護士）及び弘中徹氏（子会社監査役・弁護士）を選定し、当該4名を構成員とする本独立委員会に対し本第三者割当増資に関して、本第三者割当増資の必然性及び相当性（①本第三者割当による資金調達の必然性、②他の手法との比較における本第三者割当増資が相当であるか、③資金調達の用途の合理性、④割当予定先の選定に関する合理性、⑤発行価額の算定、発行株数及び希薄化の規模その他の発行条件の合理性、⑥会社の検討体制）について意見を求めました。

(1) 当社が本独立委員会から平成27年2月12日付で入手した本第三者割当増資に関する意見は以下の通りです。

(本独立委員会の意見の概要)

1 資金調達の目的及び資金用途の必要性・相当性

本件増資による調達資金は、①バイオバンク施設の設立に係る費用として18億4200万円、②細胞医療製品の製造及び品質試験に係る費用として3億円を使用することが予定されているが、この資金用途に関する貴社の説明及び貴社が提出した各種資料からすれば、①バイオバンク施設の設立に係る費用及び②細胞医療製品の製造および品質試験に係る費用についての資金用途は必要性及び相当性が認められると考える。

## 2 本件増資を選択した理由

現在の貴社の経営成績及び財政状態において、本件増資により調達しようとする程度の金額を貸付等のデットにより資金提供を行う先を探すことは現実的には困難であるといえ、エクイティによる資金調達を選択することは仕方がないとする。

そして、上記の貴社の経営成績及び財政状態からして、公募増資、株主割当増資については、応募があるか懐疑的であり、迅速な資金調達が必要な貴社の現況には照らせば、適した方法ではないといえる。コミットメント型ライツオファリングは、国内において事例が少なく事前準備に相応の時間を要する事や引受手数料等の発行コストの増大が予想される。また、ノンコミットメント型ライツオファリングについては、東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められているとおり、貴社は、最近2年間において経常損失を計上しており行うことができない。

以上の理由から、迅速かつ確実性が高い資金調達が可能な本件増資によることは、他の資金調達との比較においても相当であるとする。

## 3 調達方法の選択

貴社の資金需要からすれば、行使が不確定である新株予約権よりも、迅速かつ確実な資金調達が可能である新株式の発行を行うことが望ましいが、現在の貴社の経営成績及び財政状態において出資の引受先を探すこと自体が容易ではない状況においては、迅速に資金調達の機会を得ることを目的として、割当予定先の意向を汲むことも止むを得ない選択であるといえる。他方で、新株予約権の行使に一定の期間が生じるなどのデメリットはあるが、新株予約権の譲渡については、貴社の取締役会の承認を要するものとされており、また、一定の要件のもとに貴社に新株予約権の買戻請求権が付与され、割当先に対して新株予約権の行使を促すことができる構造になっていることを併せて考えれば、新株予約権の方法によることも相当性が認められるとする。

## 4 本件増資の割当先の選定

貴社の説明によれば、ユニヴァ社、ロート社及びフォーシス社の3社を割当先とすることは今後の貴社の事業展開に資することが認められることから、ユニヴァ社、ロート社及びフォーシス社の3社を割当先として新株式及び新株予約権を発行することは相当性が認められるものとする。

また、貴社の説明及び資料を前提とすれば、ユニヴァ社の割当先としての属性にも特に問題はない。

## 5 発行条件の相当性

### (1) 本新株式

貴社は、本新株式の発行価額について、本件増資の決定に係る取締役会決議日の直前取引日の終値を基準として、当該株価の10%ディスカウントした価格に決定した。

日本証券業協会が新株式の引受販売を行う協会員（証券会社）向けの自主ルールとして制定した「第三者割当て増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付、以下「日証協ルール」という。）においては、「発行価額は、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上とすることができる。」と規定されているが、当該日証協ルールは、証券取引市場において広く認知されており、また、裁判例においても重要な判断基準として扱われている。

本新株式の発行価額は、貴社において、本件増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値から10%ディスカウントされた金額に決定したものであるが、上記日証協ルールに沿っていることから、本新株式の発行価額は相当である。

また、上場企業の株価は原則として当該会社の企業価値を客観的に示していると判断されることから、本件増資の取締役会決議日の直前営業日の価格を本新株式の発行価額の基礎とすることは相当であり、また、そこから10%のディスカウントであれば、「特に有利な発行価額」には該当しない。

(2) 本新株予約権

ア 発行価額

貴社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス社」という。）に依頼し、プルータス社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に上記評価結果を基に第6回新株予約権の1個当たりの払込金額を310円（1株当たり3.1円）とし、貴社は、上記評価結果を参考に、新株予約権の1個当たりの発行金額を310円（1株当たり3.1円）と決定した。

第三者評価機関であるプルータス社は、新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はない。また、同社は、貴社と顧問契約関係にはなく、貴社及び貴社役員から独立していると認められるし、本新株予約権に関する割当予定先とも契約関係がなく独立した立場で評価書を提出していると認められ、その他当該評価書の公正性を疑わせる事情はない。

そして、同社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しているが、この算定は、前提とする事実関係における重大な誤りはなく、また、かかる前提に基づく算定内容も一般的な手法であり、いずれに関しても特段の不合理な点は見受けられない。

以上より、プルータス社の評価結果を基礎として貴社が決定した本新株予約権の発行価額は相当なものであり、「特に有利な発行価額」ではないと認めることができる。

イ 行使価額

貴社は、本新株予約権の行使価額について、本件増資の決定に係る取締役会決議日の直前取引日である平成27年2月10日の終値に0.9を乗じた金額に決定した。この行使価額は、本新株式の発行価額と同額である。

貴社は、本新株予約権の行使価額については、新株式の発行価額と同様の考え方に基いて、本件増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値から10%ディスカウントした金額に決定している。

本新株式の発行価額のところで述べたとおり、上場企業の株価は原則として当該会社の企業価値を客観的に示していると判断されることから、本件増資の取締役会決議日の直前営業日の価格を本新株予約権の行使価額の基礎とすることは相当であり、また、貴社の成長戦略を重要視し、割当予定先と協議の結果、上記価格から10%程度のディスカウントすることも相当と考えられる。

以上

(2) その結果、以上の諸点につきいずれも合理的なものであり「本第三者割当増資を実施することに必要性及び相当性が認められる」とする意見書を平成27年2月12日付で取得しております。

8. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単位千円）

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	199,441	207,288	230,735
営業利益又は営業損失（△）	△195,969	△168,490	△234,577
経常利益又は経常損失（△）	257,300	△183,897	△280,874
当期純利益又は当期純損失（△）	△184,858	△186,984	△288,315
1株当たり純資産額（円）	9.28	14.45	33.64
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）（円）	△9.17	△8.80	△10.83
1株当たり配当金（円）	—	—	—

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年2月12日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	29,059,820株	100.00%
現時点における潜在株式数	369,400株	1.27%
現時点における自己株式数	0株	0%
本新株予約権に係る潜在株式数	8,500,000株	29.25%

※本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使の全部又は一部が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による行使価額修正条項付き第5回新株予約権の発行

割当日	平成24年8月13日
発行時における調達予定資金の額	370,050,000円(差引手取概算額)
現時点における調達した資金の額	406,870,000円
行使価額	当初本新株予約権行使価額(決議日株価の100%)78円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額(1円未満切上げ)に修正されます。上限及び下限行使価額は設定しておりません。但し、行使の条件として、当該直前取引日の当社普通株式の終値が55円を下回る場合には本新株予約権の行使はできないこととしているため、55円の90%に相当する金額(1円未満切上げ)である50円が行使価額の下限となります。当社が時価以下で株式を発行する場合等、発行要項の定めに従い行使価額が調整される場合、当該価額も調整されます。
募集時点における発行済株式総数	339,533,999株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数:5,000,000株 なお、行使価額の修正にかかわらず、潜在株式数は5,000,000株で一定です。行使価額につきましては下記(6)をご参照下さい。 但し、当社が時価以下で株式を発行する場合等、発行要項の定めに従い行使価額が調整される場合、潜在株式数も調整されます。
現時点における行使状況	行使済株式数5,000,000株
割当予定先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行時における当初の資金用途	①検体バンキング設備の買い替え及び増設に係る設備投資資金 ②細胞バンキングの事業化に向けた細胞調整技術の習得及び人材育成費 ③検体保管管理システムのカスタマイズ費用 ④個人向け細胞バンキング、遺伝子検査や医療機器販売に向けた営業体制の強化のための人件費及び営業経費 ⑤医療機器販売の拡充に向けた仕入資金
発行時における支出予定時期	①平成24年8月～平成26年11月 ②平成25年1月～平成26年12月 ③平成24年12月～平成26年11月 ④平成24年11月～平成25年10月 ⑤平成24年8月～平成25年3月
現時点における充当状況	上記資金用途において、当初の予定を前倒しして充当は全て完了しております。

・第三者割当による新株式の発行

割当日	平成25年10月7日
調達資金の額	699,925,800円(差引手取概算額:652,125,800円)
発行価額	1株につき358円
募集時における発行済株式数	26,254,720株
当該募集による発行株式数	1,955,100株

募集後における発行済株式総数	28,209,820株
割当予定先	株式会社夢真ホールディングス 株式会社夢テクノロジー A-1 合同会社 日野洋一
発行時における当初の資金使途	①遺伝子解析設備の増強資金 ②アニマルステムセル社完全子会社化資金 ③検体保管施設拡充資金 ④本社移転及び運転資金
発行時における支出予定時期	①平成26年1月～平成27年12月 ②平成25年10月 ③平成26年1月～平成27年12月 ④平成25年10月～平成26年2月
現時点における充当状況	上記資金使途において、当初の予定を前倒しして充当は全て完了しております。

・第三者割当による新株式の発行

割当日	平成26年3月17日
調達資金の額	302,600,000円（差引手取概算額：290,000,000円）
発行価額	1株につき356円
募集時における発行済株式数	28,209,820株
当該募集による発行株式数	850,000株
募集後における発行済株式総数	29,059,820株
割当予定先	ロート製薬株式会社
発行時における当初の資金使途	①自動培養装置ハード開発 ②自動培養装置制御ソフト開発 ③培養容器開発 ④ガイドライン・国際標準化への対応及び試験
発行時における支出予定時期	①平成26年3月～平成27年12月 ②平成26年3月～平成27年12月 ③平成26年3月～平成27年12月 ④平成26年6月～平成27年12月
現時点における充当状況	上記資金使途において、当初の予定通り充当しております。 一部未充当につきましては、予定時期通りに充当予定です。 ①自動培養装置ハード開発（充当済み60百万円、未充当30百万円） ②自動培養装置制御ソフト開発（充当済み25百万円、未充当50百万円） ③培養容器開発（充当済み35百万円、未充当10百万円） ④ガイドライン・国際標準化への対応及び試験（充当済み4百万円、未充当18百万円）

②過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当予定先の保有方針の変更等該当事項はございません。

(4) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況（期末）

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
--	-----------	-----------	-----------

始値 (円)	94	320	345
高値 (円)	96	349	460
安値 (円)	93	320	210
終値 (円)	96	345	255

※2012年6月27日に株式分割を実施しております。

②直近6カ月の状況

	平成26年 8月	平成26年 9月	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月	平成27年 1月
始値 (円)	293	310	268	280	286	265
高値 (円)	316	310	276	298	289	298
安値 (円)	254	259	210	245	218	242
終値 (円)	307	269	257	278	255	265

③発行決議日前営業日における株価

	平成27年2月10日
始値 (円)	266
高値 (円)	278
安値 (円)	265
終値 (円)	271

10. 今後の見通し

本資金調達を踏まえた平成27年12月期の業績に関しましては、平成27年2月12日に開示予定の決算短信にて発表の予定です。

以上

## 発行要項

## 第三者割当による募集株式の発行要項

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数       | 普通株式 348,200 株                             |
| 2. 払込価額 1株当たり       | 金 244 円                                    |
| 3. 払込価額の総額          | 金 84,960,800 円                             |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金 42,480,400 円<br>資本準備金 金 42,480,400 円 |
| 5. 申込期日             | 平成 27 年 3 月 2 日                            |
| 6. 払込期日             | 平成 27 年 3 月 2 日                            |
| 7. 募集の方法及び割当株式数     |  |
|                     | 第三者割当の方法により、次の通り割り当てる。                     |
|                     | 株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス 204,900 株            |
|                     | ロート製薬株式会社 81,900 株                         |
|                     | 株式会社フォーシスアンドカンパニー 61,400 株                 |
| 8. 払込取扱場所           | 株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋駅前支店                       |
| 9. その他              |  |
|                     | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。        |
|                     | ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 |

## 第 6 回新株予約権発行要項（第三者割当）

## 発行要項

1. 本新株予約権の名称 株式会社メディックグループ第 6 回新株予約権（第三者割当）  
（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間 平成 27 年 3 月 2 日
3. 割当日 平成 27 年 3 月 2 日
4. 払込期日 平成 27 年 3 月 2 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を次の通り割り当てる。
 

株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス	50,000 個
ロート製薬株式会社	20,000 個
株式会社フォーシスアンドカンパニー	15,000 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 8,500,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 85,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 新株予約権 1 個当たり金 310 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該各本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 244 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整される。

## 10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成27年3月2日から平成29年3月1日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2)各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得

- (1)当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり310円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2)本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金310円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合

には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
16. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与された取得条項（コール・オプション）、割当予定先の権利行使行動、割当予定先が有する取得請求権（プット・オプション）及び割当予定先の株式保有動向等について、一定の前提を置いて第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金310円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成27年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%相当額とした。
18. 譲渡制限  
本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
19. 行使請求受付場所      株式会社メディビックグループ 管理本部
20. 払込取扱場所          株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋駅前支店
21. 新株予約権行使による株式の交付  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
22. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 本新株予約権を行使し当社株式を取得した当該株主（本新株予約権の割当を受けた者に限り、かかる者から本新株予約権を承継した者を含まない。）は、当該株主が、平成27年3月下旬に開催する定時株主総会までに株式を売却した場合であっても、平成26年12月期に係る定時株主総会において議決権を行使できるものとする。
  - (3) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上